

## 総社市指定給水装置工事事業者 新規手続きのご案内

◆総社市給水条例の適用される給水装置の工事は、総社市給水条例第7条第1項により「指定」を受けた者が施工することとなっています。

◆この「指定」を受けるための手続きには、次の書類を提出してください。

### 【提出書類】

	個人	法人	備 考	チェック欄
「指定給水装置工事事業者 指定申請書」(様式第1号)	○	○	表面と裏面があります(両面とも記入してください)	
「機械器具調書」(別表)	○	○		
機械器具の写真	○	○	デジカメ写真でも良い	
誓約書(様式第2号)	○	○		
「住民票」の写し	○	-	発行日から3か月以内のものを添付してください。【原本】	
「定款」の写し	-	○	直近のものを添付してください。また、財団法人の場合は「寄付行為」の写しを添付してください。【コピー】	
「登記簿謄本」又は 「記載事項証明書」	-	○	発行日から3か月以内のものを添付してください。【原本】	
「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」(様式第7号)	○	○		
給水装置工事主任技術者免状 の写し	○	○	大臣 発行の免状 【コピー】	
事務所の位置図	○	○	住宅地図等	
事務所建物の写真	○	○	デジカメ写真でも良い	
事務所内の写真	○	○	デジカメ写真でも良い	

### 【申請手数料】

・新規手数料 10,000円